

2011/07/28

青木和子

【求められていること】

冤罪を生まない刑事司法制度を考えること。

そのためには、今の制度のもとで、なぜ冤罪が生まれるのかを知る必要がある。

【行うべき調査】

① 虚偽自白は何故生み出されるのか。

◇布川事件(※)櫻井，杉山両氏からのヒアリング

※ 1967年(昭和42年)8月に起きた強盗殺人事件。櫻井，杉山両氏が犯人とされ，無期懲役刑が確定したが，再審開始となり，本年6月7日の経過をもって再審無罪が確定した。

◇供述心理学者からのヒアリング

② 一部録画(録音)の危険性について

◇布川事件の供述録音テープの聴取

③ 全面的証拠開示の必要性について

◇布川事件での証拠開示についての検証(証拠開示されなかったことによる弊害，現在の法制度のもとであれば，その弊害は防げたのか等。)

◇全面的証拠開示を導入している他国の例についての調査

【検討すべき事項】

① 被疑者取調べにおける供述の任意性，信用性を確保するための制度の見直し

◇取調べの全過程の録画

◇取調べ時間の規制

◇取調べの中断や一定時間後の開始を求められるようにすること。

◇弁護士等の援助をいつでも得られるようにする方策

- ・ 弁護士を選任する権利の実質化(被疑者国選弁護の拡大等)
- ・ 制限のない接見交通
- ・ 弁護人の立会い

② 参考人取調べにおける供述の信用性を確保するための制度の見直し

◇取調べの全過程の録画

◇取調べ時間の規制

◇取調べの中断や一定時間後の開始を求められるようにすること。

③ 取調べの結果を記録する方法についての見直し

◇一問一答式の供述調書

- ④ 取調べの結果を裁判で証拠とするにあたっての要件の見直し
 - ◇証拠とすることを認めるための要件の厳格化
- ⑤ 身体拘束を自白獲得のために利用することを可能とする制度の見直し
 - ◇代用監獄
 - ◇勾留要件
 - ◇保釈要件
 - ◇起訴前保釈
 - ◇身体不拘束の原則の確立
- ⑥ 証拠へのアクセスについての見直し
 - ◇全面的証拠開示
 - ◇科学的証拠についてのアクセス
 - ◇科学的証拠についての第三者的保管・鑑定機関
- ⑦ 冤罪の早期救済のための制度の見直し
 - ◇再審法制の見直し
 - ◇再審における全面的証拠開示
 - ◇冤罪原因調査究明のための第三者機関の設立

【検討の進め方等】

- ◇取調べの結果を裁判での証拠に用いるのであれば、取調べの全過程の録画についてまず検討し、可及的速やかに実現すべきである。
- ◇ヒアリング、テープ聴取等については、部会の時間以外に機会を設けるなどの工夫が必要である。

以 上

新時代の刑事司法特別部会における審議に向けて

2011年7月28日

井上正仁

1. 取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し

(1) 今回の法務大臣の諮問の契機となった事態やその他の問題事例に照らしても、これまでのわが国刑事司法の中心的問題点は、捜査や公判における事実解明や立証・認定が捜査機関による被疑者等の取調べとそれにより得た供述証拠（調書）に過度に依存したものとなっていたというところにあり、そのような在り方を改めていくことが肝要であることは明らかである。

(2) もっとも、捜査・公判を通じて、事実の解明や立証・認定のうえで被疑者（被告人）や関係者の供述が持つ意味は大きい。証拠物等の客観的証拠との関係でも、それと被疑者（被告人）等との結び付けや証拠としての意味付け、証拠価値の判定などに、供述は重要な意味を持つ。特に贈収賄事件等の密室性の犯罪や放火等の物証の残りにくい事件、主観的要素の重要な事件、共犯事件などにおいては、犯罪の存否自体や被疑者（被告人）の犯人性、犯罪成立要件の充足、共謀の存否や共犯者間の役割等について、被疑者や関係者の供述に全くよらずに解明ないし立証・認定することは、實際上極めて困難だといわれる。さらに、犯行の動機や経緯、犯行の詳細な内容、犯行時の心理状態等は、犯行主体本人の供述によらないと十分解明できないことが少なくない。

ところが、これらの点をも含め精密な事実の解明ないし立証・認定を希求するのが、これまでのわが国の刑事司法——およびそれを取り巻く社会（国民）——に特有の性向であった（精密司法）。このような性向が直ぐに大きく変わるかは疑問であり、そうである限り、かなりの程度、供述証拠に拠らざるを得ないところがある。

(3) そうだとすると、供述証拠の必要性・重要性を前提としつつ、それへの依存の度合いを実質的に低下させる工夫をするとともに、供述証拠自体についても、是が非でもこれを得ようとして無理なあるいは不当な取調べがなされることを防止し、真実性があり信頼できる供述が得られることをいかにして確保するかを考えるというのが、現実的に見て最も適切な対応だと考えられる。

2. 取調べ・供述調書への依存度を低下させる方策

(1) 供述証拠への依存度を実質的に低下させる方策としては、これまでも、①実体刑法上の犯罪成立要件を客観証拠だけでも立証容易なものにすること、特に主観的要素をできる限り排除すること（刑法の客観化）、②犯罪成立要件の証明につき、挙証責任を被告人側に転換し、あるいは法律上の推定規定を設けることが提案されてきたし、諸外国の例に照らすと、③通信・会話の傍受や広範なDNA型データベースの構築、おとり捜査、潜入捜査等の供述証拠に代わる事実解明ないし立証の手段を整備することが考えられる。また、取調べ以外による供述等の獲得方策として、④刑事免責制度、犯罪解明に結びつく情報提供等に対する訴追猶予ないし刑の減免制度、司法取引などが活用される例もある。

(2) これらのうち、①については、実体刑法上の基本原理である責任主義と、②につい

ても、「疑わしきは被告人の有利に」の原則や合理的な疑いを超える証明の必要などの基本原理と、それぞれ抵触するおそれがあり、極めて慎重な検討が求められる。また、③については、対象者の権利の適正な保護、公正さの確保、捜査官に及ぼす危険や経費等に照らした当否などの、④についても、公正・公平の観念、国民の正義感などに反しないか、得られる供述の真実性・信頼性をいかに確保するかなどの問題点があり、諸外国の実情等をも参考にしつつ、その採否、及び、採用する場合の条件や手続等について、十分かつ慎重な検討を行う必要がある。

(3) 以上のような方策を講じることは、次に述べる取調べの録音・録画の導入とは無関係の事柄であり、検察・捜査側の「焼け太り」となるとの見方もあるが、下記3(2)のような支障の可能性をも含め、上記1で述べた全体的構造を変えていくうえで連動性を有する問題であり、弁護側と捜査・訴追側との間での得失といった低次元で捉えるべきではなく、社会・国民の期待に応え得る刑事司法制度とするためにはどうすればよいかという視点に立って、真剣に取り組むべき課題だと考えられる。

3. 取調べの録音・録画

(1) 無理なあるいは不当な取調べがなされなかったかをチェックし、供述の任意性・信用性（ないし特信性）を判定するために、取調べの録音・録画が有効な方策であることは疑いない。その導入は、翻って、無理なあるいは不当な取調べが行われること自体を抑止する効果があることも確かである。そして、そのような観点からは、被疑者はじめすべての者に対する取調べの全過程を録音・録画するのが最も徹底した方策であるといえよう。

(2) 問題は、そのような観点からだけ考えることでよいか、である。現に、第一線の捜査関係者等からは、現状で問題のない取調べにより真実の供述をするに至っている被疑者等が、取調べのすべての過程が録音・録画されることになると、真実の供述をしないことが多くなり、ひいては犯人の摘発や真相の解明に実質的な支障をきたし得るとの強い懸念が表明されている。

これに対しては、取調べの録音・録画を実施している外国においては特に支障は生じていない等々の反論もあるが、一たび支障が生じると広範かつ深刻な影響のある問題であるだけに、わが国との刑事司法制度の異同をも踏まえて外国における実情を正確に把握し、参考にしつつも、あくまでわが国の問題として、現に検察や警察で実施されている取調べの録音・録画の試行状況等のデータ分析や関係者からの事情聴取等を積み重ねることにより、刑事司法の全体構造の中で、取調べの録音・録画が果たして、そしてどのような影響をもたらすかについて、できる限り実証的に検討し、見定める必要があると思われる。

(3) 取調べの録音・録画が取調べの適正さの確保や供述の任意性・信用性等の有効な判定のための強力な方策であり、供述調書に代わる有用な証拠方法ともなり得るものであることから、法制としてその導入を目指すとしても、その具体的な在り方については、上記(2)の点にも配慮し、「角を矯めて牛を殺す」ことにならないよう、上記2で述べたような他の方策を講じることも併せて、幅広い観点から、かつきめ細かく検討することが肝要だと思われる。

新時代における刑事司法特別部会

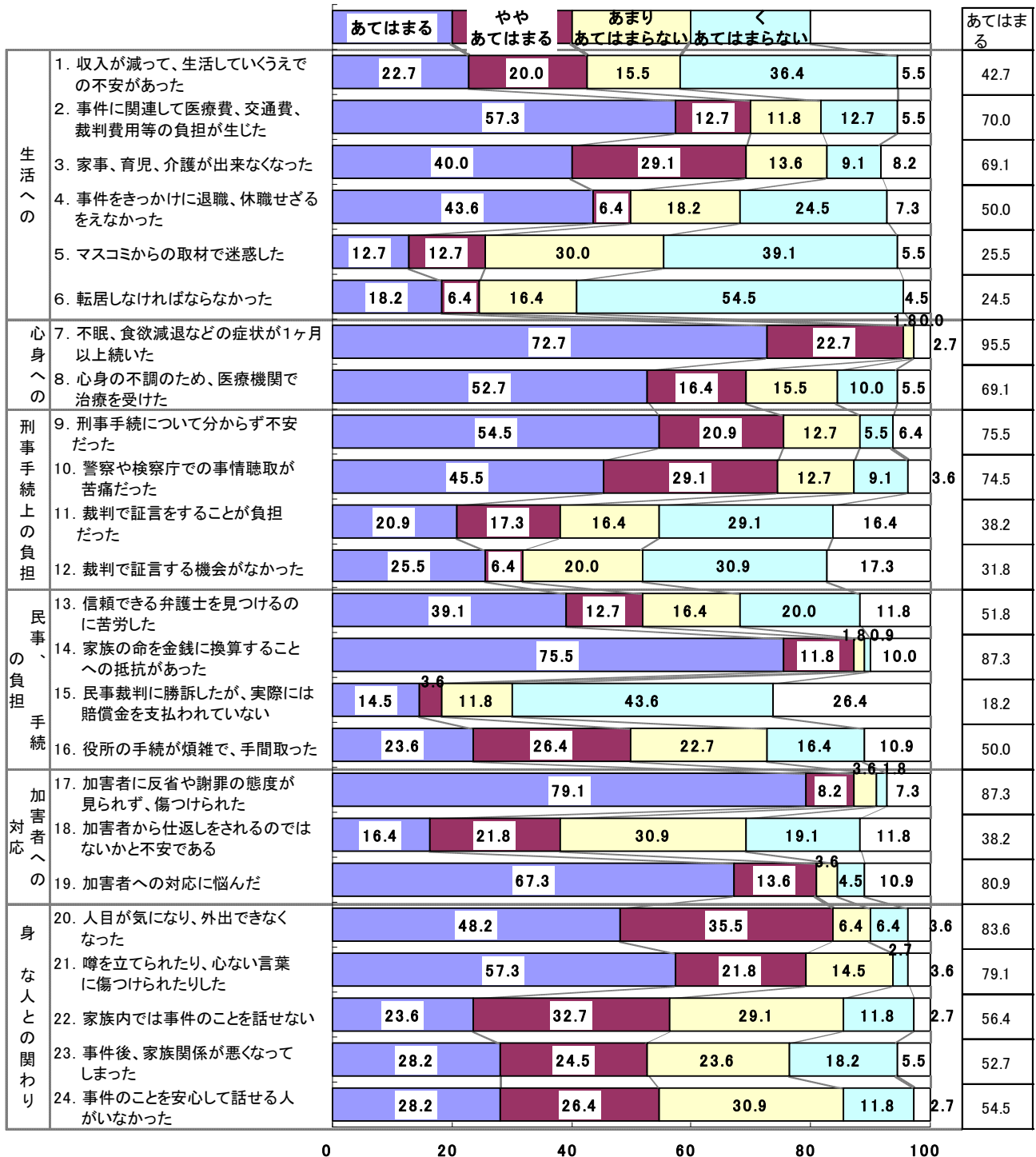
平成 23 年 7 月 28 日
 (社) 被害者支援都民センター
 理 事 大久保 恵美子

1 犯罪被害者等 (被害当事者及びその家族・遺族も含む。以下同じ) が置かれる現状

2 犯罪被害者遺族が被害後に苦悩した問題

犯罪被害者遺族 110 名のアンケート調査結果

(社) 被害者支援都民センターにて平成 18 年 12 月実施



3 犯罪被害者遺族が、心身の回復や社会復帰等のために望むこと

(レジュメ2のアンケート調査結果および被害者支援活動の実践の中から)

- ①事件直後の一時的な経済的支援・長期的支援・勤務可能な職場環境の整備
- ②福祉サービス等の充実により、日常生活や育児等への負担の軽減
- ③被害直後から生活の再建ができるまで、安心して暮らせる住居の確保
- ④身近な所で法的手続にも精通した専門家による精神的ケアを受けられる体制の充実
- ⑤専門家による治療を受けることができる体制づくりと適切な医療情報提供等
- ⑥刑事司法に関する情報提供と遺族の心情を汲み取り適切に対応する各機関の職員の介入
- ⑦司法に関する情報提供の充実・無料で弁護士からの支援を受けられる制度の充実
- ⑧周囲の人々の理解と、地域からの実際的な支えや温かい気配りが受けられそこに住み続けられる環境
- ⑨被害直後から長期に亘り、被害者が必要とする支援を受けることができる被害者支援制度の構築と充実

4 犯罪被害者等が現状の刑事司法に思うこと

- ①現状の憲法、刑事司法の中では、被疑者・被告人の権利と国の捜査権、刑罰権のバランスを図るために、所々に被害者に配慮した条文が垣間見える程度で、被害者の権利は無いに等しい。そのため、刑事司法からの二次的被害を受け“国からも裏切られた”と痛感させられる。
- ②刑事裁判は“被疑者・被告人が主役”であり、その社会復帰と更生のために被害者は脇に控えさせられているだけの存在としか思えない。現に裁判員経験者へのアンケート調査結果でも「被告に更生してほしい」等と同情する感想が圧倒的に多い反面、被害者への配慮の言葉は少ない。
- ③犯罪被害者はなぜ被害に遭わねばならなかったのか、なぜ家族は殺されねばならなかったのか、なぜ被告は事件を起こしたのか、等の詳細を知らなければ回復の第一歩を踏み出すことができないが、適宜適切な時期に応じた情報提供を受けられる制度がない。
- ④刑事裁判では被告人の罪を軽くするため、弁護活動として被害者にも落ち度があったという虚偽の発言がなされたり尊厳を傷つける言動等がある。防御するのは弁護人の務めであっても、限度を越えた主張を行なった場合、何らかの罰則が制度として必要である。
- ⑤被疑者・被告人には黙秘権等の法的権利が保障されているが、真実を話さなければ反省はできない。反省していないことが被害者を更に苦しめるため、真実を話さなければ結果的に不利になる新たな制度も必要である。
- ⑥最新科学(DNA型データバンクの充実、通信傍受、防犯カメラ等)を駆使できる捜査手法を法制化し、早期の犯人逮捕や迅速な判決に繋げることができる制度も構築していただきたい。
《未解決事件の場合は、被害者の精神的苦悩はさらに大きい。事件の真実が見えないことや、身近に犯人がいるかもしれないという不安や恐怖心のため被害回復できない》

5 可視化に関して思うこと

被害者のいる犯罪の場合、可視化は適切でない。

その理由

- ①被疑者は自分の罪を軽くしたいため、虚偽の供述をしたり被害者を悪く言ったりすることがある。その録画や録音が残っていると、被害者は名誉を深く傷つけられるだけでなく、外部に漏れるのではないかと不安が講じて被害回復ができず、一生平穏な生活が取り戻せない。

- ②被害者の名誉を傷つける内容の録画や録音が残り、裁判で再生され得る制度の下では、プライバシーの侵害を恐れて被害申告すらできなくなるおそれがある。
- ③捜査員自身が心を開いて話しかけた時、被疑者・被告人の琴線に触れ、真実を語るのではないか。自分の喋った内容が関係者や家族に知られる可能性があると思うと真実が話せない被疑者・被告人も多いと思う。
《被害者等が、被疑者・被告人の自白によってのみ分かる真実（殺された時の様子等）を知ることができない場合、遺族はより悲惨な状況を繰り返し想像して、苦しみ続けることになる。その結果、自分が生きていること自体が苦しくなり精神的な回復ができない》
- ④捜査員が被疑者・被告人に同情したふりをして「被害者も悪かったよね」等と話すこともあると聞く。しかし、その場面を被害者等が見た時「司法は正義の味方であり被害者の味方と思っていたが、もう誰も信用できない」とショックを受ける。
- ⑤被害者は供述内容のすべてのやりとりを知りたいとは思わない。事件の真実と被疑者・被告人がなぜこのような罪を犯したのか、反省し謝罪の気持ちを持っているのかどうかを知りたいのである。
- ⑥被害者は公判前手続きに参加することもできない現状で、一方的に被害者に落ち度があるというような虚偽の録画が残されることは被害者の人権や人格を否定し、生きる力を削いでしまう。
- ⑦取調べのすべてに可視化がなされても、冤罪がなくなるというものではない。法制度、捜査手法、刑事司法全体の中で検討すべきものなのではないかと思う。

6 おわりに

(1) 部会として行なっていただきたい調査等

- ①犯罪被害者等からのヒアリング（被害者本人、遺族）
- ②欧米の、警察・検察・裁判所等における犯罪被害者支援制度（ハード面・ソフト面について）

(2) 検討していただきたい事項

- ①犯罪被害者等が刑事司法に裏切られたと思わず、自分なりの役割を果たすことができたと思ひ、尊厳を取り戻すことができる刑事司法の改正や制定
- ②被害者支援についても、刑事訴訟法等の法令でその活動を保障する仕組みを盛り込み、被害直後から支援を受ける権利について

(3) 新時代の刑事司法制度特別部会の進め方

- ①被疑者・被告人への過度の配慮が、悪質な犯人の防御を容易にし、被害者に二次的被害を与え、さらに正義に反する結果とならないよう、バランスの取れた刑事司法にするために必要な検討を行なう部会にしていただきたい。
- ②可視化に偏ることなく、被害者の回復や社会復帰も視野に入れた新時代の刑事司法制度を構築するための部会にしていただきたい。

法制審議会特別部会第2回会議でのプレゼンレジュメ

2011. 7. 28

小野正典

1 刑事手続の根本的改革へ向けて

(1) 我が国の捜査の特徴

- ① 取調室（密室）での被疑者・参考人の供述調書作成
- ② 供述調書－被疑者・参考人ではなく，捜査官が作成する供述調書
- ③ 逮捕・勾留された被疑者，逮捕・勾留されていない被疑者・参考人
連日，長時間にわたる取調
捜査官作成供述調書への署名・捺印要求
署名・捺印しない場合の不利益の告知
- ④ 事実に反する内容の供述調書に署名・捺印

(2) 刑事裁判の実情

- ① 供述証拠の作成状況不明
- ② 供述証拠の採用
- ③ 誤った証拠による誤った判断

(3) 刑事手続の根本的改革

- ① 取調べ全過程の録画
- ② 取調べ時間の制限
- ③ 1問1答式供述調書
- ④ 供述調書の証拠採用の厳格化
- ⑤ 保釈の拡大
- ⑥ 全面的証拠開示

2 取調べの可視化に関する検討経緯

- ① 司法制度改革審議会意見書（2001年6月）における将来的な検討課題
新たな捜査手法の導入は，多角的な見地からの検討
- ② 衆議院法務委員会附帯決議（2004年4月2日）
参議院法務委員会附帯決議（2004年5月20日決議）

「政府は，最高裁・法務省・日弁連による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ，裁判員裁判施行までの実現を視野に入れ，実質的な論議が進展するよう，録画又は録音による取調べ状況の可視化，新たな

捜査手法の導入を含め、捜査又は公判の手續に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手續全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。」

- ③ 「刑事手續の在り方等に関する協議会」(法曹三者協議会)－2004年3月から2008年9月までの間の10回開催。その間の幹事会を46回開催、警察庁も参加も事実上の進展なし

裁判員制度は、すでに2009年から実施

- ④ 民主党可視化法案－2007年12月に参議院に提出、2008年6月参議院本会議で可決

2009年4月参議院に再提出、可決

- ⑤ 速やかな具体的制度設計の段階

以上

2011.7.28

(神津)

進め方に関して（意見のメモ）

1. ベースの認識整理と本部会での共有化

（1）本部会の検討対象、刑事手続の制度等に関わる諸ルールについて

①各ルールの位置づけと目的・背景

②これに対する現状と問題点

（2）我が国における歴史的な背景

①「取調べ」の歴史

②「捜査手法」の歴史

（3）国際比較

①「取調べ」の国際比較（可視化の視点を含め）

②「捜査手法」の国際比較（ルールと実態の双方で）

2. 「取調べ」可視化の検討

3. 「捜査手法」改善の検討

※まず「1.」を先行させ、認識共有を徹底することが結果的には結論を導き出す近道になると考えます。また「2.」と「3.」については、相互にリンクをさせず別立てで進めるべきと考えます。区分けをする限りはどちらの検討を先にすべきということはなく、同時並行であっても構わないと思います。

なお公判における「取り調べ」の位置づけ等、そもそものあり方に関わる議論・検討が必要な場合は、個別の検討に入る前に行っておくことが望ましいと考えます。 以上

当部会での調査・検討事項についての意見

後藤 昭

新時代の刑事司法制度特別部会第2回 2011年7月28日用

1. 日本の刑事司法の悪い面

密室で被告人の運命を決める、あるいは決めようとする。

←取調べと調書に過度に依存した刑事手続の運用。

2. 必要な改革の方向

人を尊重する公明正大な刑事司法に変える。

→刑事司法の透明度を高める。

3. 改革の方策

1) 取調べについて外からの検証ができるようにする。

→録音・録画あるいは弁護人の立会による取調べの「可視化」。

2) 取調べの方法を改善する。

→仮説裏付けのための供述採取から、客観的な情報聴取へ。

3) 供述調書を証拠として利用することをもっと厳格に規制する。

→伝聞例外規定とその運用の見直し。

4) 勾留が自白させるための手段にならないようにする。

→未決拘禁制度とその運用を見直す。

4. 当面の調査・検討の順序

1) 現状の問題点の認識を共有することを目指す。

→経験者からの聴取りなど。

2) 取調べ可視化の方法を検討する。

→現在進んでいる試行と並行して検討を進める。

5. いわゆる代替的捜査手法の導入論について

取調べ可視化の交換条件という位置づけはしない。

現実に日本で何が行われているかを建前論、精神論に捕らわれずに見据えた議論が必要。

○ 「新時代の刑事司法」幅広い視角からの検討

- 1 刑事司法制度の一部にとどまらず、全体として検討を加えること
- 2 専門技術的事項にとどまらず、広く国民の視点に留意すること

○ 刑事司法は、科学技術や医療技術とは異なる「文明の技術」である

1 諸外国の制度を「調査」するにあたっては、特定の部分だけを取り出して比較するのではなく、日本にない制度や、日本と類似した制度について、それが各国の刑事司法全体の中でどのように働いているのかに留意した調査・比較が重要

← 刑事司法の仕組と働きに関する「専門家」の知見が役に立つ

2 刑事司法の基本的な在り方は、一般国民の健全な社会常識に支えられたものでなければならない。

例えば、取調べによる供述獲得機能が衰弱した場合どうするのか

- ・真犯人が不起訴や無罪になってもやむを得ない。巧妙な知能犯や汚職が解明できないかも知れないが、仕方がない。密室の取調べで自白を獲得するよりはましであるとあきらめるのか。
- ・あきらめずに、別の供述獲得方策・立証方策を考えるのか。

← 刑事司法に対する「国民」の社会的感受性や意識に基づく決断事項

○ わが国のこれまでの刑事司法の運用について、

取調べで作られる自白調書がなければ有罪にできなかったであろう、あるいは犯人や犯罪事実が解明できなかったであろう事件がこれまでいったいどの程度あったのか、まずは、この点を明らかにすることが不可欠の検討・調査事項。

○ 取調べ・供述調書に依存しない捜査・公判 ←？→ 取調べの録音・録画

- 現状の刑事司法の問題点について確認後、具体的改革について議論する。
日本の刑事司法における主な問題点
 - ・ 調書裁判／日本の刑事裁判では、密室で作成された調書がもっとも重要な証拠となっている。「検察官調書の特信性」のように、法廷での証言より、密室での取調で作成された書面に重きを置く。しかし、その調書は一人称独白体の文章に象徴されるように、取調官の作文にすぎず、しばしばその任意性、信用性において争いが起こる。不思議なのは、どうして調書が取調室で話されたことの正確な記録ではなく、被疑者の一人称独白体で作文された物語になっていることだ。さらに未だに「自白は証拠の王様（女王様）」なので、自白獲得のための取調となって無理が生じる。
 - ・ 人質司法／警察に被疑者を勾留して、取調以外でも被疑者を24時間、食事から排泄、入浴、睡眠に到るまで管理することで追い詰める。迷惑防止条例違反のような軽微な事件の取調でも「自白」しなければ勾留が続く。いくら無実であっても、23日間勾留が続くことを考えると、嘘の自白をして罰金を払って終わりにした方がダメージが少ないと考える被疑者、弁護人は少なくない。従って、軽微な事件での「えん罪」も少なくないと考えられる。
 - ・ 証拠開示／公判前整理手続きによって、以前よりは証拠開示が改善されたようであるが、未だに検察官がどんな証拠を持っているかは分からない。無罪方向に考えられる証拠が隠されていることもあり、全面的証拠開示は必須だと考える。
- 現状を知るために、実際に刑事裁判を被告人として経験した方のヒアリングを行う。
 1. 村木厚子さん／検察の在り方検討会議でもお話しされているが、その記録を読んだ上で、さらに付け加えることなど改革に向けての具体的ご意見を伺いたい。
 2. 布川事件／桜井昌司さん、杉山卓男さん
 3. 心理学者／上記ヒアリングの後、密室での取調について、例えば『取調室の心理学』の著者・浜田寿美男さんに意見を伺う。
 4. 痴漢事件など軽微な事件で取調を受けることになった一般人／それまで犯罪とは無縁だった市民が警察・検察・弁護士・裁判をどう感じたか。映画『それでもボクはやってない』にも刑事裁判の問題点が分かりやすく描かれていると思うので見ていただければと思うが、まさに一般の人の目線を見た刑事司法の現状を知るべきだ。
- 現状の刑事司法の問題点については、当然のことながら全ての責任が警察、検察にあるわけではない。例えば調書裁判を推し進めてきたのは「裁判所」に他な

らない。裁判官が、法廷で語られた言葉より検察官調書を信頼するのであるから、検察官は「自白調書」の作成に心血を注ぐ。「自白偏重」の取調が行われる所以だ。また人質司法についても、裁判官が検察官の勾留請求を安易に認めてしまうことが大きな要因だ。

警察，検察は，密室での取調で自白を獲得し，被疑者に反省を促し，謝罪させた上で，一人称独白体の物語調書を作り上げ，裁判所はその調書をもとに判決を下す。

つまり日本の刑事裁判は，「取調室の中で終わっている」と言っても過言ではない。取調官と被疑者だけの密室での取調では，公平さも公正さも担保されない。その仕組みを変えるには，まずは取調を「可視化」する必要があると考える。

検討すべき事項について

先般の「検察の在り方検討会議」の提言「検察の再生に向けて」（23. 3. 31）には、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し」、「制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため」の検討をするべきである旨掲記されている。

これを踏まえて、この検討会議に参加した一員としては、この特別部会においては、この提言の実現に向けて、次のような事項について、検討することが考えられる。

1 取調べの録音・録画によるいわゆる可視化について

(1) 検察の在り方検討会議では、この問題が主要な論点のひとつであった。

検察庁においては、既に、裁判員裁判対象事件について、一定の範囲で録音・録画が試行され、平成21年2月に検証結果が公表されており、このたびの検討会議の提言を受けて、現在、検察庁の特捜部、特別刑事部において、一定の犯罪について、被疑者の取調べの録音・録画が試行されているほか、警察庁からも、先月、「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」報告書が公にされている。

このような状況下では、試行とはいえ録音・録画による可視化の運用の動向を注意深く見守る必要があるとともに、これらの検証結果を踏まえ、録音・録画によるいわゆる可視化の利害得失、問題点を総合的に把握し、これらを的確に分析、検討し、さらには諸外国における立法例や運用の実情などをも参考として、いわゆる可視化について、立法の必要性、立法するとした場合の対象・範囲、手続、方法等について、多角的な検討をする必要があると考える。

(2) 対象事件・範囲や方法等に関して、その円滑かつ適正な運用のためには、これらに関する紛議等の対処方法として、捜査機関内部の決裁等の仕組みを整備するほか、例えば、刑訴法430条の準抗告のような制度を設けることなど、立法的手当てについても、検討する必要があると思われる。

(3) いずれにしても、取調べの録音・録画についての法制化には、現在行

われている試行の結果についての十分な分析・検討、検証を踏まえて、必要にして、かつ、有効に機能する制度設計を検討することが必要であると考え。

2 供述に頼らない捜査の在り方について

これが、検察の在り方検討会議提言の最も大きなテーマであり、提言は、その方向を目指し、検討をすべきことを求めている。

おとり捜査、通信傍受等のほか、DNA 鑑定その他の科学的捜査手法等については、その適正有効な活用が更に研究、検討されることが求められるが、これら以外の新たな捜査手法についても、諸外国での実例・運用例なども参考に検討し、これらの手法の導入の可否、導入するとした場合の適正な運用のための手続等について、法制化の必要性等を検討する必要があると思われる。

3 適正方法による供述証拠の獲得と活用について

供述証拠に頼らざるを得ない事件がある。裁判員裁判の円滑な運用に配慮した、供述証拠の適正な獲得手法・活用方法等について、現行法制の見直しのほか、新たな制度の導入の可否についても、検討されるべきであると考え。

(1) その一つとして、ロッキード事件で問題となった、米国等で採用されている刑事免責制度があり、その導入と手続要件等について、さらには、手続の適正・公正さを確保した司法取引の制度の導入などについても、検討すべき時期がきているのではないかと思われる。

(2) また、現在の実務では、ある程度裁判例が集積されてきているが、供述証拠に関する違法収集証拠法則の適用や、伝聞法則等についても、改めて法制化や法改正の要否等を検討することが考えられる。

(3) このほか、裁判員制度の円滑な運用のためにも、公判で適切な証言が確実に得られるように、偽証に対する制裁制度の実効性を確保するための方策、被害者、証人保護のための方策の拡充なども検討されるべきであると思われる。

4 その他検討することが考えられる事項

その他、先に挙げた偽証罪など主観的要件について、推定規定の導入の可否など、実体法上の手当て等についても、検討すべきものと思われるが、これらのほかについても、議論の推移の中で、意見を述べさせていただくつもりである。

平成 23 年 7 月 28 日

新時代の刑事司法制度特別部会第 2 回会議レジュメ

弁護士 宮崎 誠

第一 基本的な視点

1) 検察の在り方検討会議 ヒアリング

「取調べ室の検事と被疑者はプロボクサーとアマチュアのボクサーがレフリーもセコンドもいない一方的なリングで戦うようなもの。」

「証拠偽造には驚いたけれど例外的。もっと怖かったのは多くの関係者の事実と反する、しかし検事の筋書き通りの調書が多数作成されていたこと。」

2) 一方的なリング

弁護士の助言もなく、検証できない密室・長時間の追及的取調べで作成された検事調書がむしろ信用され、自白しない被疑者は保釈がなかなか認められない実務。

このような冤罪を生みやすい実務を抜本的に見直し、人権を保障しながら真実を発見する刑事司法本来の機能を回復させるために何をなすべきか。

第二 取調べや調書に過度に依存しない刑事司法→総論は一致。

1) 思い描く制度は違う。

① 自白や追及的取調べに頼らない新しい捜査手段・実体法を含めた法制度の整備

② 追及的取調べの制約。参考人を含めた制度としての全過程の録画は最重要。さらに人質司法（保釈制度）脱却・弁護人立会権など

2) 「取調べ全過程の可視化」と「自白が取れなくなる、それにかわる新しい捜査手法が必要」は 10 年来の論争。

しかも捜査手法の中身は未だ不明。

このような議論が一から始まれば、結果的に「制度としての可視化」が遅れるだけ。

3) そもそも可視化と捜査手法をワンパッケージで導入した国・州は無い。

捜査手法は治安状況・国民の理解など考慮。

韓国では録音・録画と弁護人の立会権は、裁判所の判決を通じて実現。「新

しい捜査手法」は判決から9年近くを経た今、国会提出の動き。

第三 進め方

- ① 議論や検討が先行している「制度としての取調べ全過程の録画」からまず制度化を図る。
可視化をめぐる各種研究会の報告、法務省内のWG取りまとめ結果。
えん罪被害者のヒアリングや外国制度の調査。
対象事件の範囲、参考人調べの録画など各論の議論と法案策定。
- ② 証拠開示の拡充、人質司法の改革、弁護人立会権、新しい捜査手法、実体法改正など「検察の在り方検討会議」提言記載の課題を順次検討。

平成 23 年 7 月 28 日

新時代の刑事司法制度特別部会の審議の進め方について

村木厚子

○諮問事項にある「取り調べや供述調書に過度の依存した捜査・公判の在り方の見直し」について

事実と異なる調書が容易に大量に作られていくという調書の「危険性」を身を持って味わったので、この見直しをぜひ実現したい。

これに関連して

(1) ということが議論の対象となるのか大枠を早い段階で一度示してほしい。

諮問事項は抽象的で司法制度に詳しくない人間にはということが想定されているのかわかりにくい。「過度に依存しない」という場合、取り調べや調書の役割がどこまで変わることを想定しうるのか知りたい。また、新しい捜査手法などの導入が必要と言われるが、その必然性や、どういったものがその候補になりうるのか、また、なぜそうした制度が有用なのかについて、一般の国民にもわかるよう、議論の早い段階でとりあえずの議論の枠組みを提示してほしい。

(2) こうした新しい手法の導入以前に、現在の制度のもとで得られた客観証拠を重視するということがまず、基本。証拠の全面開示、適正な管理などについて制度改善がされるようきちんと議論したい。

○諮問事項にある「被疑者の取り調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入」について

調書に頼りすぎる捜査・公判の在り方が見直されることにより、調書の役割が低減することを期待している。しかし、それまでの間、あるいは、新しい制度において一定のルールの下で調書が公判に使われる場合には、それが

適正に作成されたものであることの挙証責任を全面的に検察が負うことを確保する制度を作るべきと考えている。

これに関して

(1) 被疑者の取り調べについての全過程の録音・録画はもちろんだが、参考人らの任意の取り調べの録音・録画についてもきちんと議論してほしい。

(2) 具体的で建設的な議論をしてほしい。録音・録画はすでに試行も行われている事柄。それについて、警察、検察が困ることがあればできる限り具体的に率直にそれを提示をしてもらい、その弊害をできる限り小さくする方法について、建設的に知恵を出し合いたい。

また、そのためには、録音・録画されたものを実際にどのような場合にどの範囲で使うのかということを早く議論する必要がある。取り調べの状況がすべて広く社会に公開されてしまうかのような議論には違和感を感じている。

いずれにしても、「可視化が是か非か」という平行線の議論ではなく、具体論に入っていただきたい。

○全体の進め方について

(1) 司法制度を担っている①警察官、検事、②弁護士、③裁判官の率直な意見を聞く機会を作ってほしい。

(2) それぞれの立場に過度に拘泥せず、捜査により真実を明らかにし、冤罪を防ぎ、公正な裁判を行うという観点から具体的で建設的な議論が行われることを希望する。

審議の範囲と手順についての意見

2011/07/28 安岡崇志

審議する事項

- I. 諮問目的の「時代に即した新しい刑事司法制度を構築する」は、具体的諮問事項の「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し」「被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入」だけでは達成できない。21世紀の日本では「当事者を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続により公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門が、政治部門と並んで、『公共性の空間』を支える柱とならなければならない」と司法制度改革審議会意見書（2001年6月）にある。当部会に求められる審議は、刑事司法制度を『公共性の空間』を支える柱」に相応う、国民が理解でき支持できるものにする事と考える。
- II. 「取調べ及び供述調書……」は刑事司法制度を、国民が理解でき支持できるものにする必要条件の一つと考える。
- III. 「被疑者の取調べ状況……制度の導入」は、I IIを実現する中で、当然に消化されよう。審議に求められるのは、この制度に実効性を担保することと考える。

審議の進め方

一般国民が「公正透明」と了解できる刑事手続法・実体法にしなければ、刑事司法は『公共性の空間』を支える柱」になれない。法務大臣が望んだ「広く国民の声を反映した審議」を実現する。――の二つの観点から、以下の進行を提案する。

- ① 非専門家の委員が「刑事司法のここが変だ、公正透明でない」の意見を述べる。
- ② 専門家の委員（実務機関現役の委員を除く。以下同じ）が、「刑事司法で改めるべき点」を摘示する。併せて①で現れた意見を敷衍する。（下記③の局面で非専門家委員を逡巡させないよう、①の意見への否定的消極的な見解は、②③の局面では、控えて頂く）
- ③ 上記①②の論議を基に、非専門家委員と専門家委員を中心に討議し、どのような法改正、制度改革が必要か洗い出す。
- ④ 実務機関現役の委員が、実務上の経験・要請を基に、③で洗い出した改正・改革方針について所見を表明する。
- ⑤ 上記④の所見への質疑応答を含め、再度、③の討議を繰り返す。
- ⑥ 上記③④⑤を基に、部会長、幹事・事務局で論点を整理する。
- ⑦ 論点ごとに討議し、どの法律をどのように改正すべきかをまとめる。②③で専門家委員にお控え願った、①の意見への否定的消極的な見解は、この局面で出して頂きたい。
- ⑧ 上記⑦で得た改正案を条文化する。専門家委員と実務機関現役の委員が中心の作業だが、随時、非専門家委員に「公正透明と了解できるか。専門家の理論や実務機関の便宜を、一般国民の社会常識に優先していないか」の基準に照らした意見を求める。
- ⑨ 条文案を点検し補正し、答申の成案を得る。